⑧プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
⑨低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は５分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。
⑩プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

⑵　目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

７－３　掛時計

⑴　品目及び判断の基準等

掛時計	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が５年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が５年以上使用できるものであること。 【配慮事項】 ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
２　「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。
３　判断の基準③における一次電池の電池寿命の求め方はＪＩＳ　Ｂ　7026による。
４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

⑵　目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

７－４　電子式卓上計算機

⑴　品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	【判断の基準】 ①使用電力の50％以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40％以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。
２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

⑵　目標の立て方

当該年度の電子式卓上計算機の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

７－５　電池

⑴　品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。 【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単１形」「単２形」「単３形」又は「単４形」とする。
２　「最小平均持続時間」はＪＩＳ　Ｃ　8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。ＪＩＳ　Ｃ　8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表　一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称（寸法：高さ・直径）	負荷抵抗（Ω）	最小平均持続時間	
		初　度	12か月貯蔵後及び使用推奨期限
単１形（61.5㎜・34.2㎜）	1.5	520分	465分
	600mA（放電電流）	11時間	9.9時間
	10	85時間	76時間
	2.2	16時間	14時間
単２形（50.0㎜・26.2㎜）	3.9（携帯電灯条件）	800分	720分
	400mA（放電電流）	8.0時間	7.2時間
	20	80時間	72時間
	3.9（モーター使用機器・玩具）	14時間	12時間